

マイナス入札制度のねらい

■インフラ長寿命化計画の体系 ~公共施設の老朽化対策は喫緊の課題~

<u>インフラ長寿命化基本計画</u> (基本計画) 【国】

(行動計画) 【地方】

公共施設等総合管理計画



公共施設の老朽化対策



公共施設の財政問題



公共施設の 空き家問題

公共施設を廃止しても根本原因の解決にはならない



建物解体ひいては、跡地活用による財源確保

■ねらい





マイナス入札成立

効果 絶大!!

・どの自治体にも対象事例あり



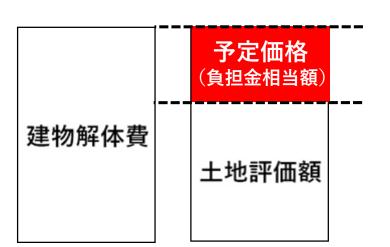


マイナス入札制度のしくみ

■落札者の負担で施設を解体することが条件
落札者の解体費が土地評価額を上回る場合、その差額を市が負担する仕組み

予定価格=土地評価額 - 建物解体費

■イメージ図



落札後の手続 (落札額がマイナスの場合)

- ・契約保証金の納付
- ・建物解体条件付き土地無償譲渡仮契約
- ・市議会の議決(※) →土地は無償譲渡になるため【地自法96①(6)】
- ・本契約(仮契約が本契約へ移行)
- ・落札者による解体工事

建物解体確認後

- ・市が落札者へ負担金支払い
- ・契約保証金の還付
- ・土地所有権移転登記





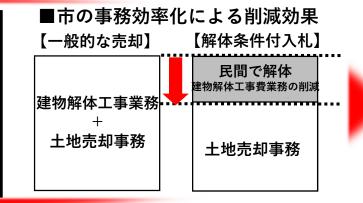
マイナス入札制度の効果

費用面

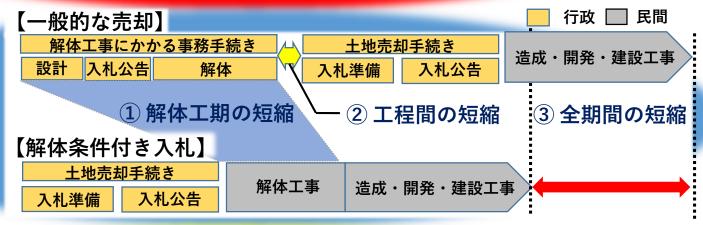
■入札執行時の直接的な削減効果
【一般的な売却】 【解体条件付入札】

民間ノウハウを
活用した削減効果

建物解体費
【市の積算により算出】 建物解体費
【民間で解体】



時間面





土地活用を前提で応札するため、

更地後の売却不成立の回避効果も

未利用であった市有地が速やかに活用され、財源確保に!

